

物品売払契約書（案）

- 1 契約事項 物品の売払い
 - 2 物品の名称、規格及び数量
鉄くず(へビーH2) 12,720kg、鉄くず(へビーH3) 86,870kg、
鉄くず(へビーH4) 754kg、アルミくず(込みガラ) 5,593kg、
ステンレスくず 30kg、銅くず(2号銅線) 3,979kg
 - 3 引渡場所 当別町
 - 4 搬出期限 平成30年8月1日
 - 5 売払代金 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
 - 6 契約保証金は、金 円とする。
(契約保証金は、免除する。)
- (注) () 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

上記物品の売払いについて、北海道（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づ
いて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通
を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 北 海 道
北海道空知総合振興局長 佐々木 誠也

受注者 住 所
氏 名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等に従い誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 発注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）を受注者に引き渡すものとし、受注者は納付期限までにその契約金額を支払い、搬出期限までに搬出するものとする。

3 この契約書に定める請求、申出、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(代金の支払方法及び期限)

第2条 受注者は、発注者の発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の場所で支払うものとする。

(物品の引渡)

第3条 受注者は、代金を完納した日から平成30年8月1日までに、発注者より物品の引渡しを受けるものとする。

(物品受領書)

第4条 受注者は、引渡しを受けた後、すみやかに物品受領書を提出するものとする。

(物品の搬出)

第5条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により搬出期限までに物品を搬出することができないときは、遅滞なく、その理由を付して発注者に搬出期限の延長を申請し、その承認を受けなければならない。

(搬出遅延の違約金)

第6条 受注者は、搬出期限（前条の規定により延長の承認を受けた場合は、その期限）までに物品を搬出しないときは、その期限の翌日から搬出の日までの日数に応じ、当該搬出遅延の物品に相当する売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、この限りではない。

(搬出未済の場合の措置)

第7条 受注者が搬出期限までに物品を搬出しない場合は、発注者は、更に期限を付して搬出すべきことを催告するものとする。

2 受注者が前項の期限までに物品を搬出しないときは、発注者は、必要に応じ契約を解除し、又はその物品の所有権を無償で発注者に帰属させることができるものとする。

3 前項の規定による措置が講ぜられない場合において、放置された物品の取り片付けを要するときは、発注者は、受注者に対し、期限を定めて当該物品の取り片付けを請求するものとする。

4 前項の場合において、受注者が期限までに当該物品の取り片付けをしなかったときは、発注者は、受注者に代わって当該物品を取り片付け、それに要した費用を受注者に請求するものとする。

(違約金)

第8条 受注者は、第2条による代金を指定の期日までに支払わないときは、指定期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該未納金につき年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払うものとする。ただし、遅延利息の

額が 500 円に満たないときは、この限りではない。

(瑕疵担保)

第 9 条 受注者は、この契約の締結後、数量の不足、その他隠れた瑕疵のあるところを発見しても、発注者に対し売払代金の減額、もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができない。

(危険負担)

第 10 条 この契約の締結後、発注者の責めに帰することができない理由により生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第 11 条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第 12 条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(発注者の契約解除権)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) その責めに帰すべき理由により搬出期限までに売買物品の引渡しを完了しない場合又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと発注者が認める場合
- (2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められる場合

(3) 第 16 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出た場合

(4) 受注者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第 14 条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 15 条において「独占禁止法」と

いう。) 第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第 15 条において同じ。) を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号) 第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。) が提起されなかったとき。

- (2) 受注者が納付命令(独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第 15 条において同じ。) を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)
- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。) 又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)) 又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。) における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。) により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。) を除く。) に入札又は北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則第 30 号) 第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)) 。
- (6) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。) について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。) に規定する刑又は刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、売買代金の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 13 条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平

成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（第 11 条第 4 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当初契約保証金又は担保をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が売買代金の 10 分の 1 に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が売買代金額の 10 分の 1 に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

（受注者の契約解除権）

第 16 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第 17 条 受注者は、この契約に関して、第 14 条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に規定するものであるとき又は同項第 6 号に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前 2 項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（契約保証金の返還）

第 18 条 発注者は、受注者がこの契約を履行したとき、発注者が第 13 条第 1 項第 3 号の規定によりこの契約を解除したとき又は受注者が第 15 条第 1 項の規定により契約を解除したときは、契約保証金を受注者に返還しなければならない。

（費用の負担）

第 19 条 この契約の締結及び物品の搬出に要する費用は、受注者の負担とする。

（契約に定めのない事項）

第 20 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定めるものとする。